

するめいかに関する令和3管理年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日までの期間をいう。）における漁業法第16条第1項に掲げる知事管理漁獲可能量を次のとおり定めたので、同条第4項の規定に基づき公表する。

令和3年4月1日

神奈川県知事 黒岩祐治

第一 するめいか

- 1 都道府県別漁獲可能量について本県に定められた数量  
現行水準
- 2 知事管理区分に配分する数量

知事管理区分	配分する数量
神奈川県するめいか漁業	現行水準